

GPAに関する規則

(目的)

第1条 学生に対するきめ細かな指導と厳正な成績評価を期するために GPA を導入する。

(活用)

第2条 GPA は、学生に対する個別の学修指導、奨学金や授業料免除対象者の選定基準などに活用する。

(算出対象科目)

第3条 GPA の算出対象科目は、学則別表(1)の授業科目とする。不合格になった授業科目を翌年度以降に再履修して合格した場合は、当該科目に新しい GP を付与する。

(表示)

第4条 GPA は成績通知表に表示する。

2 前項の GPA は、前期 GPA、後期 GPA、年間 GPA および通算 GPA とする。

(算出方法)

第5条 GP は、成績評点を基に算出する。

2 GP と GPA は以下のように計算する。

$GP = (\text{成績評点} - 55) / 10$ (ただし、 $GP < 0.5$ は $GP = 0.0$ とする)

$GPA = (GP \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和} / \text{履修総単位数}$

附則 この規則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。